

番 号
年 月 日

様

益城町長

印

益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった益城町老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、下記のとおり審査しましたので、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等の所在地

（住居表示）益城町大字

（地名地番）益城町大字

2 審査結果 ・ 補助金交付 ・ 補助金不交付

3 交付決定した補助金の額 補助金額 円

4 交付の条件は、次のとおりとします。

- （1） 交付申請書に記載した事項を変更するとき（額の変更を伴わない軽微なものを除く。）は、速やかに町長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が完了したときは、20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、町長に対し所定の除却完了報告を行うこと。
- （4） 補助金の請求は、その額の確定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、所定の請求書により行うこと。

5 不交付の場合、その理由

6 その他

- （1） 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他町長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- （2） 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- （3） 町長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。